

多様な学びの場 ～通級による指導とは～

虫の音が響き、秋の深まりを感じられるようになりました。過ごしやすいこの時期は、芸術の秋、スポーツの秋、読書の秋とも言われ、何かにじっくり打ち込むにはちょうどよい季節です。

学習発表会や音楽会、文化祭、宿泊行事など、子どもたちの活躍場面も多く、先生方も子ども達の様々な成長や変化に気づかされるのではないのでしょうか。今回は、高等学校でもスタートした「通級による指導」について紹介します。



【小学校・中学校での通級による指導】

1 通級による指導とは

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条、第141条に基づき、提供される教育の一形態です。具体的には、小学校・中学校の通常の学級に在籍している、障害の状態が異なる個々の児童生徒に対して、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に行っています。

通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、児童生徒のニーズに応じて行います。そのため、通常の学級の授業においても、その指導の効果が大きいと期待されます。

平成5年、学校教育法施行規則の一部改正により、小学校・中学校における通級による指導が制度化されました。その当時は、まだ学習障害(LD)などの実態が明らかではなく、通級による指導の対象とはなっていませんでした。平成17年、中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「特殊教育」が「特別支援教育」に転換するとともに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)も、通級による指導の対象とすべきことが提言されました。平成18年、学校教育法施行規則の一部改正により、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)が、通級による指導の対象となりました。

【学校教育法施行規則第140条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

【学校教育法施行規則第141条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第140条各号の一に該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

2 通級による指導の対象

通級による指導の対象となる障害の程度や種類については、文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月)において、定められています。

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の表に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・

検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮しましょう。

【障害の種類及び程度】（平成25年10月文部科学省「教育支援資料」より）

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

また、通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっては、文部科学省「教育支援資料」において、留意事項が次のように示されています。

【留意事項】（平成25年10月文部科学省「教育支援資料」より）

- (1) 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- (2) 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。
- (3) 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (4) 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- (5) 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- (6) 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- (7) 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

知的障害のある児童生徒については、障害の実態を考慮して、知的の特別支援学校の各教科等を取り入れた特別の教育課程を編成するなど、特別支援学級において日々の生活に結びついた指導を行うことが適当であることから、「通級による指導」の対象とはなっていません。

3 教育課程の編成

学校教育法施行規則第140条においては、通級による指導の教育課程は、「通級による指導を受ける児童生徒に対しては、小学校や中学校の教育課程の定めにかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と示されています。

特別の教育課程とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことです。そのため、指導にあたっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、「自立活動」の内容を取り入れるなど、個々の児童生徒の障害の状態などに応じた具体的な目標や内容を考えることが大切です。

小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月公示)には、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取扱いながら行うことができる。」と示され、小学校・中学校学習指導要領解説に、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置づけが明確化されたことが示されています。

通級指導教室が自校にないときは、「巡回による指導」と「他校通級による指導」で対応しています。そのため、各学校から、巡回による指導を行ったり、在籍校以外の学校や特別支援学校で指導を受けたりすることができ、その指導を特別の教育課程に係る授業とみなすことができます。

(1) 教育課程編成の進め方

教育課程編成の基本的な流れは、下記のとおりです。個々の教育的ニーズを把握するには、まず実態把握が大切です。そして、指導目標や指導内容を選定し、指導計画(Plan)を立て、それに基づいた指導(Do)と評価(Check)、そして改善(Action)を行うことが大切です。

【教育課程編成の基本的な流れ】

1 実態把握	生育歴、社会性の発達、学習上の配慮事項、興味関心などについて、観察、面接、各種検査などから総合的に把握をします。その際、困難なことのみではなく、長所や得意なことも把握します。
2 課題の整理	課題について、整理します。このとき、自立活動の6区分27項目に即して整理し、障害名のみによって特定の指導内容に偏ることがないように、留意します。なお、自立活動の区分、項目については、新特別支援学校学習指導要領自立活動編を参照します。
3 指導目標の設定	課題を整理し、発達や指導の順序や課題同士の関連を考慮し、中心的な課題を導き出します。そして、それに基づいた指導目標(長期目標と短期目標)を設定します。
4 指導計画	目標を達成するために必要な項目を選定し、それらを関連づけながら、具体的な内容を設定します。どんな力をつけたいか?という根拠をもって指導内容を決定します。
5 評価	指導の効果を適切かつ多面的に判断するため担当者だけでなく各教科等の指導に関わる教師間の協力のもとに評価を行います。
6 改善	評価の内容によって、改善すべき目標や内容を検討します。上記の1～5を繰り返しながら、よりきめ細やかな指導について、検討します。

(2) 指導時間

学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件においては、通級による指導時間について、「小、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間35単位時間から、280単位時間までを標準とし、学習障害、注意欠陥多動性障害に該当する児童又は生徒について

は、年間10単位時間から、280単位時間までを標準とする。」と定められています。

つまり、通級指導教室の指導時間は、週に1時間～8時間です。ただ、LD、ADHD等の通級指導では、月に1時間でも指導の効果が得られる可能性があることから、月に1時間～週8時間と定められています。

通級指導教室での指導内容は、自立活動の指導が中心となることから、児童生徒の実態に応じて指導時間や指導内容を決め、適宜評価しながら指導を継続したり、終了したりしていきます。

(3) 通級による指導の手引

通級による指導の具体的な進め方は、文部科学省編著「通級による指導の手引」が参考になります。指導方法や指導計画など、実際の指導に役立つ内容となっています。

4 通級による指導の評価

通級による指導の評価は、各学期等のそれぞれの時期に、本人のつまずきがどこなのか、またどの程度なのか、その都度評価をします。また、個別指導の場ではうまくいっても、通常学級の中だと困難さが表れるということはよく見受けられます。通常学級においても目標を設定し、評価を行い、自立と社会参加に向けた指導につなぐことが大切です。

(1) 指導の記録

在籍校と異なる学校において通級による指導を受けている場合には、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成することになっています。個別の指導計画の中に、指導目標や指導内容を記録し、それについて適切に評価を行い、指導の改善や新たな目標を設定します。

(2) 学習指導要録への記載について

通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数や指導期間、指導内容及び結果などを「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入することになっています。

また、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とされ、その記述の簡素化が図られました。

(3) 通級による指導の成果を生かすために

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、通常学級担任の理解も大切です。通級指導担当教員が、通常の学級の担任に対して、そのための情報提供や助言を行います。また、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行うため、通級指導担当教員が中心となって、通常の学級の担任や関係者を集めて、ケース会議を開催することなどが重要です。

5 兵庫県における通級による指導

兵庫県では、各市町の小学校・中学校に1校以上の通級指導教室を設置し、通級による指導

の充実を推進しています。

「言語障害」「自閉症」「LD、ADHD等」の通級指導教室、聴覚特別支援学校には「難聴」の通級指導教室が設置されています。平成30年度からは、一部の高等学校にも、LD、ADHD等の通級指導教室が設置されています。また、兵庫県では、LD、ADHD等通級指導教室担当教員を「学校生活支援教員」と呼んでいます。

【高等学校における通級による指導】

1 通級による指導とは

平成30年度から、学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における通級による指導が制度化されました。「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年文部科学省令第34号)及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176号)

高等学校における通級による指導も、①インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、多様な学びの場の整備が必要である、②小学校・中学校からの学びの連続性を一層確保し、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供するなどの観点から始まりました。

これによって、これまで中学校を卒業する特別支援学級在籍生徒や、通級による指導を受けてきた生徒の進学先である高等学校の学びの場が充実しました。そして、高等学校における特別支援教育の充実にもつながっています。

社会人になる日を間近にした生徒は、自分自身の得意な面や苦手な面を知り、必要に応じて自分の得意な方法を選択したり、他者に支援を依頼したりしながら、主体的に生きていくことが求められています。しかし、これまでの経験から、自己肯定感が低くなったり、学習意欲が低下したりするために、生徒自身や保護者、教員も困ってしまうケースも少なくない実態があります。そのため、高等学校における通級による指導も、指導内容は障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導、つまり自立活動が指導の内容です。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部(必履修教科・科目等を除く。)に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとされました。

通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

【通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項(第1章 総則第5款2(1)イ)】

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、

学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

- (ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができませんでしたが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）などにおいて、高等学校等においても通級による指導を導入する必要性が指摘されてきました。このため、平成28年12月に学校教育法施行規則及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなりました。

2 通級による指導の対象者

高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者です。

3 教育課程の編成

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができます（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号）。

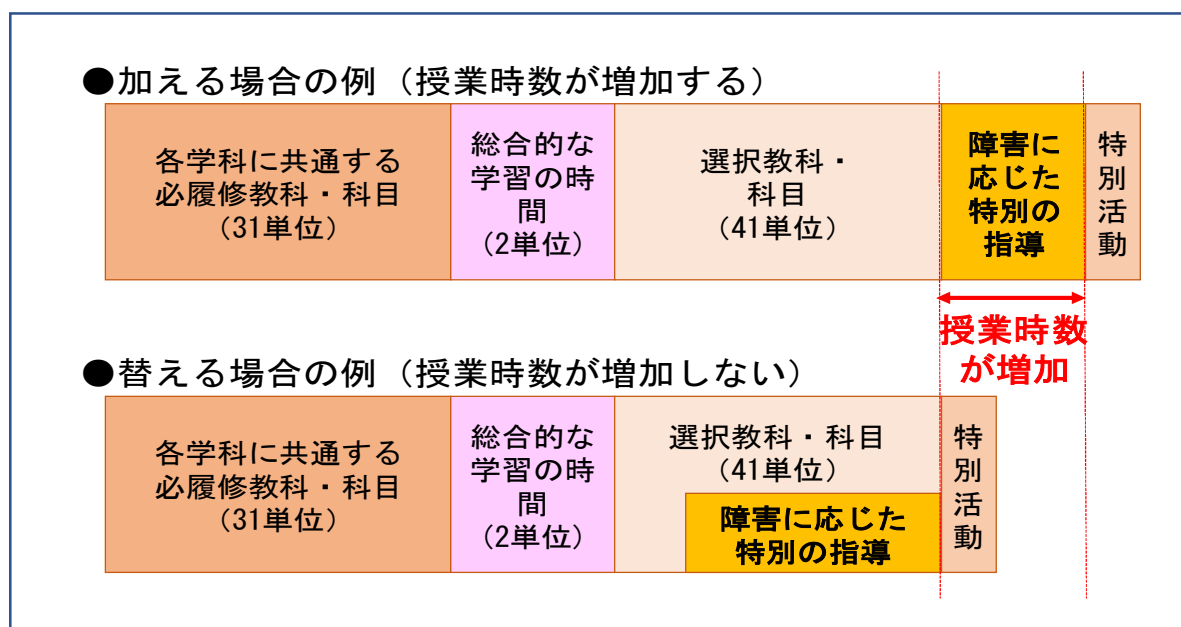
(1) 加える場合

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものです。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになります。

(2) 替える場合

教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものです。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しません。なお、通級による指導を、必履修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要があります。

【(例) 全日制普通科】



今回の学習指導要領改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定されました。これにより、通級による指導を行う場合には、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとし、その際、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とすることを明記したものです。なお、特別支援学校高等部学習指導要領第6章では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分及び区分の下に各項目を設けられています。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。よって、生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

4 個別の指導計画について

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最も上がるように考えるべきものです。

【手順の一例】

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校高等部学習指導要領第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

今回の改訂を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」においては、上記の各過程において、どのような観点で整理していくか、発達障害を含む多様な障害に対する生徒等の例を充実して解説しているので参照することも大切です。

【自立活動の内容】

人間として、基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、6区分27項目にまとめられています。

健康の保持	① 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること ② 病気の状態の理解と生活管理に関すること ③ 身体各部の状態の理解と養護に関すること ④ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること ⑤ 健康状態の維持・改善に関すること
心理的な安定	① 情緒の安定に関すること ② 状況の理解と変化への対応に関すること ③ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
人間関係の形成	① 他者とのかかわりの基礎に関すること ② 他者の意図や感情の理解に関すること ③ 自己の理解と行動の調整に関すること ④ 集団への参加の基礎に関すること
環境の把握	① 保有する感覚の活用に関すること ② 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること ③ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること ④ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること ⑤ 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること
身体の動き	① 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること ② 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 日常生活に必要な基本動作に関すること ④ 身体の移動能力に関すること ⑤ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ① コミュニケーションの基礎的能力に関すること ② 言語の受容と表出に関すること ③ 言語の形成と活用に関すること ④ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること ⑤ 状況に応じたコミュニケーションに関すること

(特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 平成30年3月「第6章 自立活動の内容」)

なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176号)において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから、当該規定について「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。」と改正されました。つまり、通級による指導の内容について、各教科・科目の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されました。

また、「その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とあるように、生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要です。

生徒が在籍校以外の高等学校又は特別支援学校の高等部等において特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができます(学校教育法施行規則第141条)。このように生徒が他校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要があります。

「生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合」とは、生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを具体的な指導内容に対する生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、指導目標に照らして適切に評価するものです。そのため、各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるように努めることが重要です。

生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となります。しかし、例えば、通級による指導を年度途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能です。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能です。

なお、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができます。

5 学習指導要録の記載について

指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1(学籍に関する記録)裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載します。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載します。

また、小学校中学校と同様に、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とされ、その記述の簡素化が図られました。

6 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

【個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用（第1章総則第5款2（1）ウ）】

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

今回の改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとなりました。

また、通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとなりました。

【個別の教育支援計画及び個別の指導計画の意義、位置付け及び作成や活用上の留意点】

- ① 個別の教育支援計画は、平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画といいます。

障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられます。具体的には、障害のある生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなります。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となります。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要です。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要です。

- ② 個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されました。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある生徒等への各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要があります。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を

図ることが必要です。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠です。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要があります。このためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

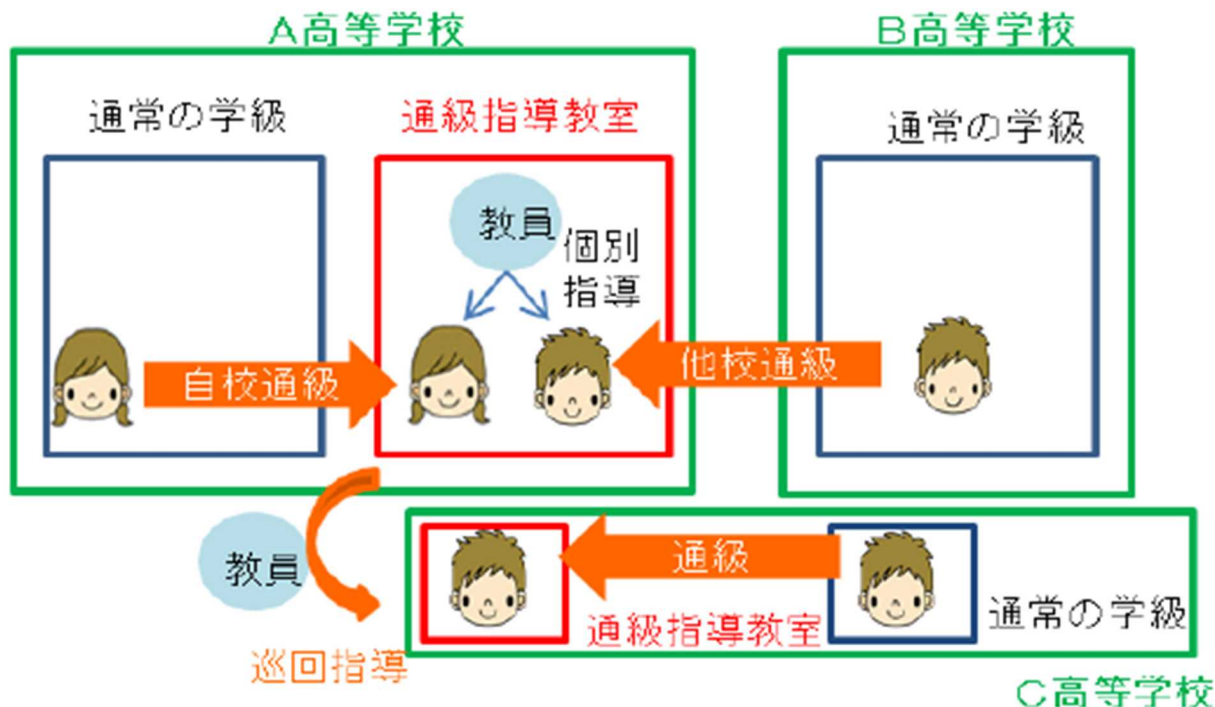
7 実施形態について

- ① 通級による指導の実施形態としては、生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に訪問し、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」があります。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択します。
- ② 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮します。
- ③ 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施します。

他校通級の生徒を受け入れる学校にあっては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理をします。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知します。

さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価します。
- ④ 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行います。

●通級による指導の実施形態



(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

8 担当する教員について

- ① 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要ですが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいです。
- ② 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級(他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮することが望ましいです。
- ③ 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすることが大切です。

9 実施に当たっての手続き等について

- ① 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、学校説明会における説明、生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、生徒と保護者に対するガイダンス、校内委員会等における検討、教育委員会による支援、生徒や保護者との合意

形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施することが望ましいです。

- ② 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行いましょう。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮しましょう。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知を参照してください)。

10 兵庫県における通級による指導

高等学校を卒業するまでに、自立と社会参加に向けて必要な力をつけ、将来の進路選択に前向きになることなどをめざして、兵庫県でも12校の実践研究校を指定し、協力校である特別支援学校のサポートを受けながら、高等学校における通級による指導が行われています。

【令和元年度実践研究指定校】

実施校	協力校
兵庫県立宝塚西高等学校	兵庫県立こやの里特別支援学校
兵庫県立西宮香風高等学校	兵庫県立芦屋特別支援学校
兵庫県立阪神昆陽高等学校	兵庫県立阪神昆陽特別支援学校
兵庫県立氷上西高等学校	兵庫県立氷上特別支援学校
兵庫県立篠山産業高等学校	兵庫県立高等特別支援学校
兵庫県立西脇北高等学校	兵庫県立北はりま特別支援学校
兵庫県立伊和高等学校	兵庫県立西はりま特別支援学校
兵庫県立村岡高等学校	兵庫県立出石特別支援学校みかた校
兵庫県立但馬農業高等学校	兵庫県立出石特別支援学校
兵庫県立神戸高塚高等学校	兵庫県立西神戸高等特別支援学校
兵庫県立太子高等学校	兵庫県立播磨特別支援学校
兵庫県立淡路高等学校	兵庫県立あわじ特別支援学校

高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報 の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めることが大切です。

高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めましょう。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めることが大切です。

通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による

指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効です。

通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となります。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることが望ましいです。

〈参考文献〉

- ・小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 文部科学省（平成29年7月）
- ・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 文部科学省（平成29年7月）
- ・高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 文部科学省（平成30年7月）
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）文部科学省（平成30年3月）
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）文部科学省（平成30年3月）
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） 文部科学省初等中等教育局長（平成25年10月4日）
- ・教育支援資料 文部科学省（平成25年10月）
- ・小学校・中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知） 兵庫県教育長 教特第1262号（令和元年8月21日）
- ・特別支援教育ハンドブック 兵庫県立特別支援教育センター（平成31年3月）